

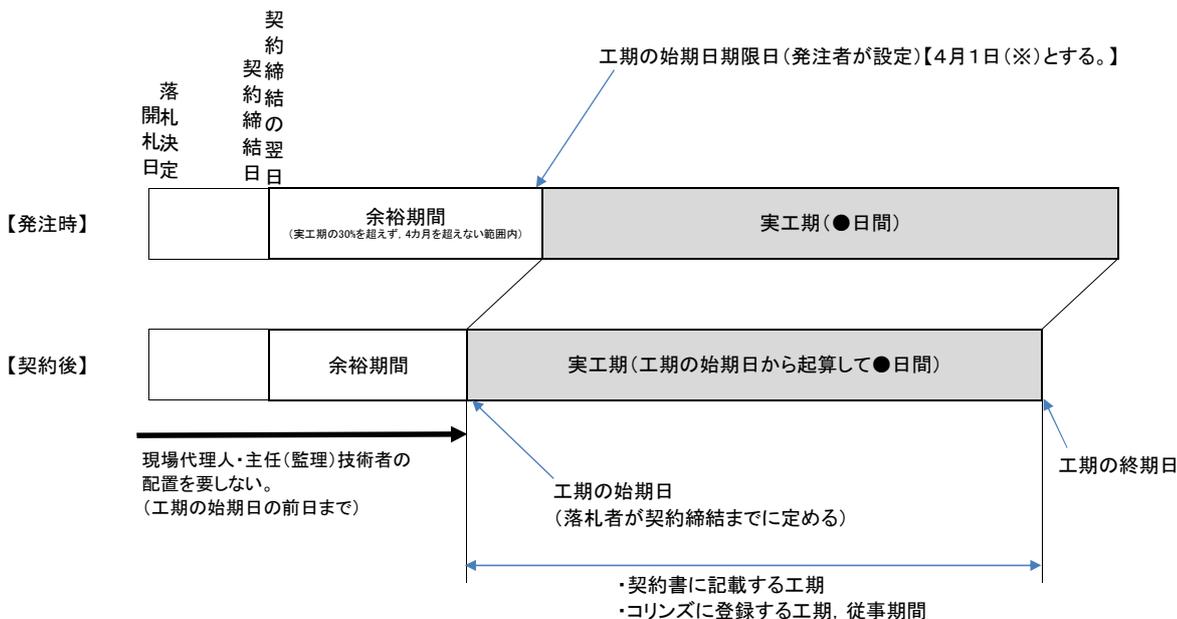
ゼロ債務負担行為を活用する工事における余裕期間の設定について

(趣旨)

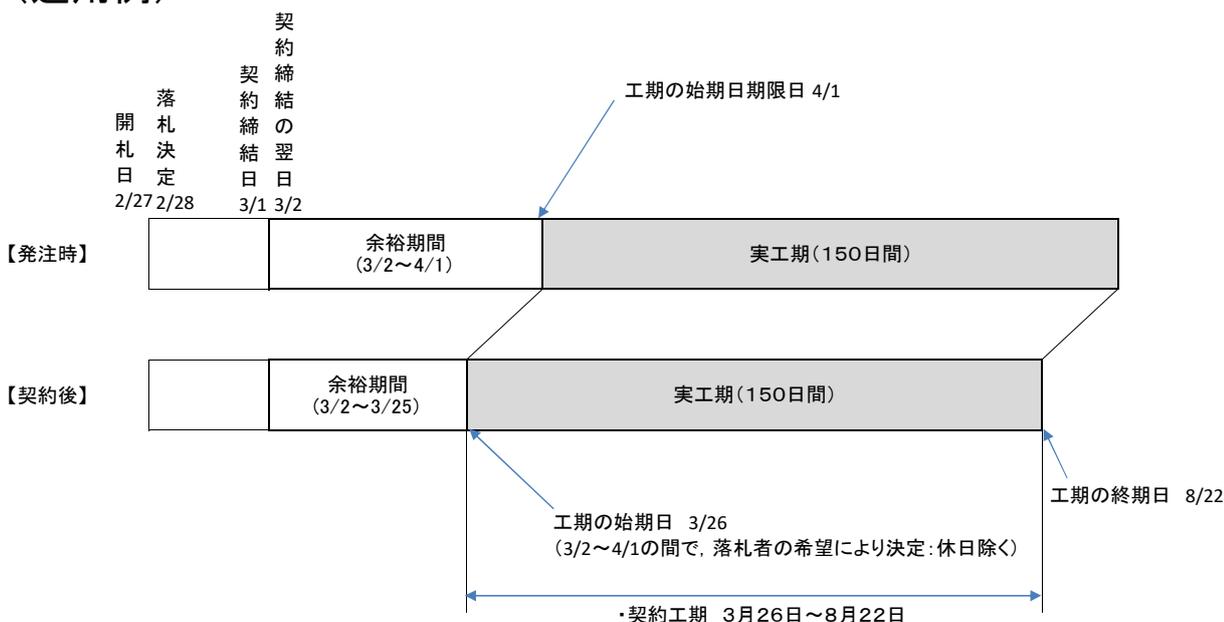
ゼロ債務負担行為を活用する工事を発注するにあたり、年度末は各建設業者とも手持ち工事が多く、技術者等の不足が懸念される。このため、通常、工期の始期日は、契約締結の翌日としているものを、4月1日(※)までの期間(余裕期間)内であれば落札者の希望により任意に設定することができる余裕期間制度を適用することとする。

※平成30年4月1日は日曜日であることから、4月2日(月)とする。

◆発注者が示した工期の始期日期限日までの間に落札者が工期の始期日を設定(任意着手方式)



(適用例)



ゼロ債務負担行為を活用する工事における余裕期間設定に係る要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県土木部がゼロ債務負担行為を活用する工事において、受注者が建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1)ゼロ債務負担行為

債務負担行為のうち、契約初年度の支出はゼロとし、全額を翌年度支出とするもの。

(2)余裕期間

ア 契約締結前

契約締結予定日の翌日から工期の始期日・期限日までの期間

イ 契約締結後

契約締結日の翌日から工期の始期日の前日までの期間

(3)工期の始期日・期限日

余裕期間(契約締結前)の最終日

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事は、ゼロ債務負担行為を活用した工事を対象とする。ただし、余裕期間を設定することが不相当と発注者が判断する場合は、対象工事から除外することを妨げない。

(余裕期間の設定)

第4条 発注者は、工事に必要な工期(日数)の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲で、余裕期間を設定するものとする。

2 発注者は、対象工事に係る契約締結予定日の属する年度の次年度における4月1日(この日が官公庁の休日にあたる場合は、直後の開庁日)を、工期の始期日・期限日とすることを原則とする。

3 発注者は、前項により定めた工期の始期日・期限日等をあらかじめ入札公告、特記仕様書等で入札参加者に示すものとする。

4 落札者は、契約締結までに、余裕期間内で工期の始期日を定め、契約締結までに別紙様式により発注者に通知するものとする。ただし、工期の始期日は、官公庁の休日に当たる日に定めることはできないものとする。

5 工期の終期日は、前項により決定した工期の始期日から、発注者が設計図書に示す工事に必

要な工期(日数)を経過した日として決定するものとする。

- 6 契約締結以降においては、受注者の都合による工期の始期日の変更は原則認めないものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第6条 当該工事現場における受注者の管理責任は、工期の始期日から発生するものとする。

- 2 余裕期間内において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、余裕期間内であっても受注者の責任により行うことは認めるものとする。

(技術者等の取扱い)

第7条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

(工事実績情報システム(CORINS)の登録)

第8条 工事実績情報システム(CORINS)に登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」は、契約書に記載する工期(工期の始期日から工期の終期日)とする。

(経費の負担)

第9条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別途協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 5 日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

工期の始期日通知書

平成 年 月 日

事務所長 殿

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期の始期日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	
工事場所	
工期の始期日	
契約工期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

※契約締結までに提出すること。

※官公庁の休日（土日・祝祭日）を，工期の始期日としないこと。

※契約書には，本通知書により通知した工期を記載するものとする。